

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書 において提案されている考え方

1 いわゆる「つけ込み型」勧誘について

(1) 【考え方Ⅰ】消費者の判断力に着目した規定

- ①判断力の著しく低下した消費者が、②不当な内容の契約を締結した場合には、契約を取り消すことができる旨の規定を設けることが考えられる。
- ②について、(ア) 消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約について消費者に取消権を付与することを原則としつつ、(イ) 親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、これを考慮して取消しの可否が決まるような規律を設ける。

(2) 【考え方Ⅱ】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定

- 「浅慮」については、検討時間を不当に制限し、当該時間内に契約を締結しなければ利益を得ることができない旨を告げる行為に係る規律を設ける。
- 「幻惑」については、消費者が、結婚、健康、生計等に関する願望を実現する意欲を有していることを知りながら、その期待をあおり、当該願望が実現するか否かは明らかではないにもかかわらず、当該契約を締結すれば願望が実現する旨を告げたり断定する行為を不当勧誘行為として定める。

(3) 【考え方Ⅲ】困惑類型の包括的規定

- 困惑類型（法第4条第3項）について、第1号から第8号まで類型化が図られたことを踏まえて、包括的・汎用性のある規定を設ける。
- 各種業法における消費者保護規定等を参酌するような規定を設けつつ、消費者契約法の逐条解説等によって、その対象となる範囲を明示する。

【参考】現行の消費者契約法第4条第3項本文の規定

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

2 平均的な損害の額の立証負担の軽減について

(1) 【考え方Ⅰ】 推定規定の創設

- 現行法第9条第1号に規定する「平均的な損害の額」に関し、消費者が、消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件が類似する同種の事業者が生ずべき平均的な損害の額を立証した場合には、その額が、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額と推定される旨の規定を設ける。

(2) 【考え方Ⅱ－1】 積極否認の特則

- 法第9条第1号の規定の適用に係る訴訟において、消費者又は適格消費者団体が同号の平均的な損害の額を超えるものとして主張する金額を否認するときは、相手方事業者は、自己の主張する金額の算定根拠を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでないという旨の規定を設ける。

(3) 【考え方Ⅱ－2】 文書提出命令の特則

- 裁判所は、適格消費者団体の申立てにより、「平均的な損害の額」を判断するため、相手方事業者が保有する書類その他の物について、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であってこれらを合算した額が当該事業者の「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いと認められるときは、事業者に対し、平均的な損害の額について立証するため必要な書類等の提出を命ずることができる。

(4) 【考え方Ⅱ－3】 適格消費者団体による実体法上の資料提出請求権

- 適格消費者団体が、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の差止請求権を行使する場合に、「平均的な損害の額」を判断するため、相手方が保有する書類その他の物について、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であってこれらを合算した額が当該事業者の「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いと認められるときは、当該適格消費者団体は、事業者に対し、平均的な損害の額の算定に必要な情報の開示を請求することができる旨の規定を設ける。

(5) 事業者の自主的な取組を促すこと

○ 標準約款等の作成過程において、実態調査の実施や有識者による検討会の開催、消費者団体からの意見聴取等、一定の透明性や合理性を確保するための工夫がなされることがあることも示された。このように透明性や合理性が確保された上でのルール策定は、「平均的な損害の額」をめぐるトラブルを防止するために一定の意義を有するものであると考えられるところ、競争政策上の問題も考慮した上で、これまで示してきた考え方（Ⅰ～Ⅱ－３）とは別に、事業者の自主的な取組を促していくことも重要であると考えられる。

【参考】 現行の消費者契約法第9条第1号の規定

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

3 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について

(1) 契約条項の事前開示について

ア【考え方Ⅰ】定型約款の開示請求を行うことができる旨の情報提供をする努力義務

- 事業者は、消費者との間で定型取引合意をするに際し、定型約款の開示を請求することができることを表示すること等の情報提供をするよう努めるべき旨の規定を設ける。

イ【考え方Ⅱ】定型約款を容易に確認できる状態に置く努力義務

- 事業者は、定型約款を消費者が容易に確認できる状態に置くよう努めるべき旨の規定を設ける。
事業者団体等による自主的な取組を促すことも重要であり、自主ルールの策定の過程において、消費者団体から意見聴取をする等、一定の透明性や合理性が確保された上での取組を促していくことが重要であると考えられる。

(2) 消費者に対する情報提供について

ア【考え方】年齢、財産の状況及び生活の状況と提供すべき情報の内容の関係性

- 年齢、財産の状況及び生活の状況と提供すべき情報の内容の関係性については、いわゆる「つけ込み型」不当勧誘取消権の議論の状況を踏まえて検討をすることが必要と考えられる。その際、消費者の救済の観点から踏まえると、まずは取消権の創設に関する検討を行うことが適当と考えられる。

イ【考え方】解約料等に関する事項の情報提供の努力義務

- 事業者は、消費者の理解を深めるために、解約料等に関する事項について、消費者契約の目的となるものの性質に応じ、契約締結時のみならず契約締結後も含め適切な時期に、他の情報と区別して識別することができるようにするなど適切な方法で、必要な情報を提供するよう努めなければならないという規定を設ける。

【参考】現行の消費者契約法第3条第1項の規定

事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。
- 二 消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。

【参考】 改正民法第 548 条の 2 第 1 項の規定

定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。